

鉛製給水管に係るよくあるご質問(通知関係)

Q1 通知が送られてきましたが、何かしなくてはならないのですか？

A1 いつまでに何かをしていただかなければならないというものではありません。鉛製給水管をご使用されているお客様に、念のため、朝一番や長時間水道を使わなかった場合は、バケツ1杯(約10ℓ)程度をトイレや散水など飲用以外にご使用いただくことや、お家の建替え、増改築などの機会に鉛管の取り替えをご検討いただくなどをお願いさせていただいたものです。

Q2 このまま水道を使用し続けても大丈夫ですか？

A2 このままお使いいただいて大丈夫です。水質につきましても定期的に鉛製給水管を使用している施設で検査を行っており、基準値が十分守られていることを確認していますので、このまま安心してご使用ください。

水道水をより安全にご利用いただくため、朝一番や長時間使用しなかった場合、通常より少しだけ鉛濃度が高くなることもありますので、バケツ一杯(約10ℓ)程度をトイレや散水など飲用以外にお使いください。また、鉛製給水管は経年劣化による漏水が発生する恐れもあるため、お家の建替え、増改築などの機会があれば、鉛製給水管の取り替えのご検討をお願いします。

Q3 今住んでいる居宅は賃貸なのですが、何かすることはありますか？

A3 賃貸等で使用者と所有者が異なる場合は、使用者と所有者にてご相談ください。また、水道の使用者様には朝一番や長時間お水を使わなかった後に最初に使用される際には、念のためバケツ一杯(約10ℓ)程度をトイレや散水など飲用以外にご使用いただくことをお勧めしています。

鉛製給水管に係るよくあるご質問(取替工事関係)

Q4 企業局で鉛製給水管の取り替え工事を行ってくれませんか？

A4 ご家庭の給水装置はお客様の財産であり、お客様の費用負担により取り替えていただくことを原則としています。

ただし、企業局でも、鉛製給水管は漏水の発生が多いことから計画的に改善を行うとともに、漏水の修繕や配水管の布設替工事に併せた改善も行っています。

Q5 通知を見て鉛製給水管の取り替えをしたいと思っているがどうしたらよいですか？

A5 本市指定給水装置工事事業者にご依頼ください。工事店名簿は和歌山市企業局ホームページに掲載しています。

なお、取り替え工事を行う前に改めて鉛製の給水管が使用されていることを確認していただき、取替工事をする必要があるか判断してください。

Q6 鉛管の取り替えを検討しているが補助制度とかはありませんか？

A6 給水装置は個人様所有の財産であり、個人様に維持・管理していただくものとなっているため、給水装置に係る工事への補助はありません。

鉛製給水管に係るよくあるご質問(水質関係)

Q7 鉛製給水管が水道水に溶けると聞きましたが、飲み水としては大丈夫ですか？

A7 鉛製給水管は水道を長時間使用しなかった場合、鉛成分がごくわずかに溶け出すことがありますが、本市の検査において鉛に係る水道水質基準値を超過した事例はありません。

また、本市では定期的に鉛製給水管を使用している施設で採水し、水質検査を行っており、水道水の鉛濃度は基準値を十分守られていることを確認しており安心してご使用いただけます。

なお、鉛に係る水道水質基準 0.01mg/ℓ以下に対し、本市では 0.001mg/ℓ程度となっています。

Q8 安心して飲料水として使用できるとのことですが、飲み続けても健康に問題はありませんか？

A8 国の基準では、鉛に係る水道水質基準は「0.01 mg/ℓ以下」となっています。この濃度は、毎日 2L の水を一生飲み続けても鉛による健康被害が生じない濃度とされています。鉛管を使用しているご家庭でも、通常のご使用においてこの基準を超えるようなことはないため、健康上問題はありません。ただし、朝一番の水や、長期間家を留守にした時などは、鉛管に滞留した水の鉛濃度が普段より高くなることもあるため、最初の水はバケツ一杯(約10ℓ)程度をトイレや散水など飲用以外にお使いいただくことをお勧めしています。

Q9 長時間使用していなかった場合とは、具体的にどの位の期間ですか？

A9 夜間や外出など半日程度使用していない場合で、使い始めの水は飲用以外に使用することをお勧めします。